

手数料改定に関する検討内容について

▼手数料改定の背景

令和3年度に「一般廃棄物会計基準※」を導入したことにより、処理費用の算出が可能になったことを踏まえ、処理費用に対する負担割合の公平性やごみ減量化、リサイクル化推進を目的として手数料改定の検討を行いました。

なお、手数料改定の検討にあたっては、環境省が作成している「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月改訂）」により、次の考えを考慮することが示されています。

生活系廃棄物：一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、
周辺市町村における料金水準を考慮する
事業系廃棄物：**廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい**

※一般廃棄物会計基準とは

環境省が示す「一般廃棄物会計基準」では、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めています。

（１）処理費用（処理原価相当額）との比較

環境省が示す「一般廃棄物会計基準」に基づき、令和3年度における本市のごみ処理費用を算定したところ、表1のとおりとなりました。

表1 ごみ搬入（100kg）時の処理費用

	① 中間処理	② 最終処分	①＋② 合計	現行手数料
家庭ごみ (生活系廃棄物)	1,634 円	331 円	1,965 円	220 円
事業ごみ (事業系一般廃棄物)	1,635 円	354 円	1,989 円	330 円

「一般廃棄物会計基準」により、100 kgのごみを処理する際には、約 2,000 円の処理費用を要していることが示され、現行の手数料設定は安価であることを確認しました。

（次ページに続く）

(2) 他自治体等との比較

九州管内における主要都市を主として、各自治体における手数料設定を調査し、比較を行いました。表2に示すとおり、本市と九州管内主要都市においては、約3～4倍程度の差が生じており、本市の手数料設定が比較的安価であることを確認しました。

表2 他自治体との比較（令和4年度調査）

	宮崎市	宮崎市 (改定後)	九州管内 主要都市 平均	全国主要 都市平均 (参考)
家庭ごみ (生活系廃棄物)	220 円	660 円	842 円	1,106 円
事業ごみ (事業系一般廃棄物)	330 円	990 円	1,103 円	1,348 円

(3) まとめ

一般廃棄物会計基準に基づき算出した処理費用に対し、現行の料金設定による収入では約2割程しか賄えておらず、その不足分は税金等で賄っております。このため、受益者負担の原則を踏まえ、直接搬入される方々に適切に負担していただく必要があると判断し、手数料改定に至りました。

なお、今回の手数料改定にあたっては、市民及び事業者の皆さまに対する激変緩和措置として、1年間の周知期間を設け、段階的に改定を行うこととしております。

令和3年度実績

